

DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

本説明書は、以下のサービスプランのいずれかを申し込む契約者のみご確認ください。

「T-Connect DCM パッケージ」「T-Connect DCM 単体」

「T-Connect DCM 単体/携帯接続」「T-Connect for CROWN」(2018年6月～2020年3月モデル)

「T-Connect エントリー (22)」「T-Connect スタンダード (22)」

「T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付」

「T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ (車載ナビ有) 付」「T-Connect (25)」

T-Connect は、KDDI 株式会社 (以下、「KDDI」といいます) の通信回線による専用通信モジュール (DCM) を利用したデータ通信および音声通話のサービスです。

(車載機での設定により、スマートフォン等でのテザリングによる通信も可能です)

T-Connect のオプションサービスである車内 Wi-Fi をご契約の場合、上記サービスに加え、Wi-Fi によるインターネット接続のサービスが提供されます。

本説明書は、DCM による通信サービスに関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気通信事業者の名称	トヨタコネクティッド株式会社 (以下、「TC」といいます) 届出番号 (電気通信事業者): 第 C-12-00850 号	
電気通信事業者の連絡先	【T-Connect サポートセンター】 TEL: 0800-500-6200 受付時間: 9:00~18:00 年中無休	
業務受託者の名称・連絡先	T-Connect ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、SMS またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。	
主 要 な 電 気 通 信 役 務 の 内 容 等	サービス名称	T-Connect
	種類	仮想移動電気通信サービス (MVNO サービス)
	品質	<ul style="list-style-type: none"> DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります (DCM による通信はベストエフォート方式を採用しています)。 T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。
	提供を受けることができる場所	<ul style="list-style-type: none"> サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません (警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通報することはできません)。
青少年有害情報フィルタリング	DCM でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。ただし、車内 Wi-Fi をご契約される場合にはこの限りではありません。後述の車内 Wi-Fi に関する記載をご確認ください。	
その他の利用制限	<ul style="list-style-type: none"> 直近 3 日間 (当日は含みません) で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通 	

		<p>信量は、KDDIにより変更される場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先されるため、その他のT-Connectサービスをご利用できない可能性があります。 ・将来において、KDDIにて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connectが使用できなくなる場合があります（その場合は事前にご連絡いたします）。 ・GPS信号を長い間（数ヵ月間）受信していないとき、または12Vバッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GPS信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
<p>通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・通信料金 DCMでのデータ通信および音声通話に関する通信料金は、T-Connect利用規約に定めるT-Connect基本利用料に含まれています。T-Connectの無料期間中は通信料金も無料です。 ・車載機専用アプリの利用料等 T-Connect基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト24においてJAFが提供するサービス等）の利用料や保険料等は含まれておらず、別途お支払いが必要となります。 ・期間限定の割引の適用期間等の条件 下記期間は、T-Connect基本利用料が無料になります。 T-Connect DCMパッケージ（*1）：初度登録日（新車として登録された日、以下同じです）から12ヵ月間。ただし無料期間内に解約等した後、同期間内に改めて契約した場合を除きます。 T-Connect DCMパッケージ（*2）、T-Connect DCM単体、T-Connect DCM単体/携帯接続、T-Connect for CROWN（2018年6月～2020年3月モデル）：初度登録日から36ヵ月間 T-Connect エントリー（22）、T-Connect スタンダード（22）：初度登録日から60ヵ月間 T-Connect スタンダード（22）（*3）：初度登録日から120ヵ月間 *1 T-Connect対応ナビを装着し、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合のうち、初年度無料のT-Connect DCMパッケージの場合 *2 T-Connect対応ナビを装着し、DCMの通信を利用して、MIRAI（2014年11月～2020年12月モデル）、プリウスPHV（2017年2月～2019年5月モデル 標準装備ナビ、2019年5月～2021年6月モデル）、アルファード・ヴェルファイア（2017年12月～2019年12月モデル）、センチュリー（2018年6月～2021年5月モデル）、カローラスポーツ（2018年6月～2019年9月モデル）、プリウス（2018年12月～2021年6月モデル）、RAV4（2019年4月～2020年8月モデル）でT-Connectを利用する場合。 *3 T-Connect対応ナビを装着し、bZ4X（2022年5月～2025年9月モデル）を利用車両として、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合。 ・T-Connect利用規約第26条第1項に定める株式会社KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随してT-Connect利用契約を締結する場合、T-Connect基本利用料（通信料金を含みます）は、当該リース契約期間中、リース契約の利用料に含まれます。別途お支払いいただく必要はありません。 ・その他、T-Connect基本利用料、支払方法および無料期間の詳細については、T-Connect利用規約の別紙をご確認ください。

		<p>【T-Connect 利用規約】</p> <p>https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/</p>
契約解除・契約変更の連絡先および方法		<ul style="list-style-type: none"> ・ DCM による通信サービスは T-Connect 利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください (T-Connect DCM 単体、T-Connect エントリー、T-Connect エントリー (22)、T-Connect (25) の契約者は車載機からの解約手続きをご利用いただけません)。なお、My TOYOTA (WEB) での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。車載機での解約手続きには T-Connect 暗証番号、または「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。 ・ 万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを行うか、電気通信事業者の連絡先 (T-Connect サポートセンター) にご連絡ください。 ・ T-Connect 利用規約第 26 条第 1 項に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、当該リース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、当該リース契約自体を解約していただく必要があります。
契約解除・契約変更の条件等		<ul style="list-style-type: none"> ・ T-Connect 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの T-Connect 基本利用料は返金されません。 ・ T-Connect 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・ 無料期間が適用されない T-Connect 利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間 (年払いの場合) あるいは 1 ヶ月間 (月払いの場合) 自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスも、自動的に契約が更新されることとなります。 ・ T-Connect 利用契約に無料期間が適用されている場合は、自動更新されません。無料期間終了後も T-Connect および DCM による通信サービスのご利用を希望される場合は、My TOYOTA (WEB)、車載機、T-Connect 継続手続き専用サイトまたは「T-Connect 継続のご案内」に同封の継続申込書にて、所定の期日までに継続手続きを行ってください。継続手続き後は、自動更新となります。なお、T-Connect (25) をご契約の場合は、継続手続きは不要です。
オプション	オプションサービス名称	車内 Wi-Fi
	電気通信役務の種類	仮想移動電気通信サービス (MVNO サービス) (無線インターネット専用サービス)
	品質	車内 Wi-Fi は DCM による通信サービスを利用しており、DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応である au 携帯電話の通信方式と同一です。

サービスの内容等	<p>提供を受けることができる場所、緊急通報に係る制限</p>	<p>車内 Wi-Fi における品質、提供を受けることができる場所および緊急通報に係る制限は、T-Connect の場合と同様です。</p>
	<p>青少年有害情報フィルタリング</p>	<p>車内 Wi-Fi を利用することで、青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧する可能性があるほか、場合によっては、青少年が違法または有害な行為に関与する可能性があります。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者に 18 歳未満の青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用を条件として、車内 Wi-Fi を提供します。</p> <p>青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用が必要な場合には、別途、自らの責任と負担にて、当該サービスをご契約ください。</p> <p>【青少年有害情報フィルタリングサービス】 i-フィルター for マルチデバイス (デジタルアーツ株式会社提供) https://www.daj.jp/cs/products/multidevice/ (なお、上記は青少年有害情報フィルタリングサービスの一例であり、上記サービスのご利用に限定するものではありません)</p> <p>車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者が青少年であるにもかかわらず、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を希望しない場合には、青少年が青少年有害情報を閲覧することがないように、保護者において適切に監督いただく必要があります。この場合、TC の求めに応じ、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等が記載された書面を提出しなければなりません。</p>
	<p>通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車内 Wi-Fi をご利用の場合、T-Connect 基本利用料等に加え、車内 Wi-Fi 利用料 (1,650 円/月、消費税込み) のお支払いが必要です。 ・車内 Wi-Fi 利用料額およびお支払方法の詳細については、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約に記載していますのでご確認ください。 <p>【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンにより車内 Wi-Fi 利用料が割引となる場合があります。割引が適用されるキャンペーンの条件、適用対象等の詳細については、車内 Wi-Fi のキャンペーンサイトをご確認ください。 <p>【車内 Wi-Fi キャンペーンサイト】 https://toyota.jp/info/tconnect_cp/wifi_incar.html</p>
<p>その他の利用制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車内 Wi-Fi は、T-Connect 利用契約を締結のうえ、T-Connect のオプションサービスとして車内 Wi-Fi 利用契約を締結した場合にご利用いただけます。ただし、T-Connect スタンダード (22)、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ付、T-Connect スタンダード (22) コネクティッドナビ (車載ナビ有) 付および T-Connect (25) 対応車両以外の車両においては、車内 Wi-Fi をご利用いただけません。 ・直近 3 日間 (当日は含みません) で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。 	

<p>契約解除・契約変更の連絡先および方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。My TOYOTA (WEB)、車載機、その他 TC 所定の手続きにて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください (T-Connect (25) の契約者は車載機からの解約手続きをご利用いただけません)。 ・My TOYOTA (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。
<p>契約解除・契約変更の条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・T-Connect 利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も T-Connect 利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利用料は返金されません。 ・車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 <p>ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、車内 Wi-Fi サービスについての契約内容の変更をすることはできません。
<p>初期契約解除に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DCM による通信サービスおよび車内 Wi-Fi サービスは、初期契約解除制度の対象です。T-Connect または車内 Wi-Fi サービスについては、契約成立後にお手元に届く DCM 通信サービスに関するご説明書または車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書 (以下、あわせて「契約書面」といいます) を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により DCM による通信サービスおよび車内 Wi-Fi サービスの利用契約の解除を行うことができます。詳細は、契約書面をご確認ください。 ・なお、DCM によるデータ通信サービスのみを解約することはできません。DCM によるデータ通信サービスの全てを解約する場合、T-Connect 利用契約の全てを解除することになります (この場合、車内 Wi-Fi 利用契約も解除となり、T-Connect サービスおよび車内 Wi-Fi サービスの一切が利用できなくなります)。
<p>利用規約に関する情報提供</p>	<p>DCM による通信サービスを含めた T-Connect 利用契約および車内 Wi-Fi 利用契約は、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約を契約の内容とします。TC は、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約の定めに従って、契約内容を変更することがあります。</p> <p>【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】</p> <p>https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/</p>
<p>電磁的方法による契約書面の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法に基づいて契約締結後にお渡しする契約書面については、当該書面の交付に代えて、以下に PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。 <p>https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該書面の交付をご希望の方は、T-Connect サポートセンターにご連絡ください。

マイカーサーチ Plus 利用規約

マイカーサーチ Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「マイカーサーチ Plus」、および、所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する「マイカーSecurity」、「マイカーサーチ」および「マイカーサーチ Plus」の利用条件を定めるものです。マイカーサーチ Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、マイカーサーチ Plus 利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. マイカーサーチ Plus 利用規約は、TC と本サービス利用者等（次条にて定義します）の本サービス（次条にて定義します）の利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、本サービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「マイカーサーチ Plus 諸規程」といいます）を定めることがあります。マイカーサーチ Plus 諸規程は、マイカーサーチ Plus 利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、本サービス利用者等は、本サービスを利用する際には、マイカーサーチ Plus 利用規約に加えてマイカーサーチ Plus 諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、マイカーサーチ Plus 利用規約とマイカーサーチ Plus 諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、マイカーサーチ Plus 諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

マイカーサーチ Plus 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のマイカーサーチ Plus 利用規約で使用する用語は、マイカーサーチ Plus 利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) マイカーサーチ Plus : T-Connect のオプションサービスとして TC が提供する第 6 条に規定するサービス、および、所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (2) マイカーSecurity : 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (3) マイカーサーチ : 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (4) 本サービス : マイカーサーチ Plus、マイカーSecurity およびマイカーサーチを総称していいます。
- (5) マイカーサーチ Plus 契約者 : マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間でマイカーサーチ Plus の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (6) マイカーサーチ Plus 利用契約 : マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC およびマイカーサーチ Plus 契約者との間で成立するマイカーサーチ Plus の利用に関する契約をいいます。
- (7) マイカーサーチ Plus 利用者 : マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、マイカーサーチ Plus を利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (8) マイカーサーチ Plus 権限受領者 : T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項に定めに基づきマイカーサーチ Plus 契約者またはマイカーサーチ Plus 利用者からマイカーサーチ Plus の利用権限を付与された者をいいます（マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーサーチ Plus 利用者自身を含みません）。
- (9) マイカーサーチ Plus 契約者等 : マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーサーチ Plus 利用者およびマイカーサー

チ Plus 権限受領者を総称していいいます。

- (10) マイカーSecurity 利用者：マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、マイカーSecurity を利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいいます。
- (11) マイカーSecurity 権限受領者：T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきマイカーSecurity 利用者からマイカーSecurity の利用を許諾された者をいいいます（マイカーSecurity 利用者自身を含みません）。
- (12) マイカーSecurity 利用者等：マイカーSecurity 利用者およびマイカーSecurity 権限受領者を総称していいいます。
- (13) マイカーサーチ利用者：マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、マイカーサーチを利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいいます。
- (14) マイカーサーチ権限受領者：T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきマイカーサーチ利用者からマイカーサーチの利用を許諾された者をいいいます（マイカーサーチ利用者自身を含みません）。
- (15) マイカーサーチ利用者等：マイカーサーチ利用者およびマイカーサーチ権限受領者を総称していいいます。
- (16) 対象サービス契約者等：マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーサーチ Plus 利用者およびマイカーSecurity 利用者を総称していいいます。
- (17) 本サービス利用者等：マイカーサーチ Plus 契約者等、マイカーSecurity 利用者等およびマイカーサーチ利用者等を総称していいいます。
- (18) 本サービス利用車両：マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき本サービスを利用する車両をいいいます。
- (19) マイカーサーチ Plus 利用料：オプションサービスであるマイカーサーチ Plus の提供にかかる対価・料金をいいいます。

第3条 （マイカーサーチ Plus 利用契約の申し込み）

1. マイカーサーチ Plus は、TC がマイカーサーチ Plus を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。マイカーサーチ Plus 利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がマイカーサーチ Plus を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。マイカーサーチ Plus を利用できる車種はこちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。
2. マイカーサーチ Plus 利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。

第4条 （マイカーSecurity の利用）

マイカーSecurity は、TC がマイカーSecurity を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。マイカーSecurity を利用できる車種はこちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

第5条 （マイカーサーチの利用）

マイカーサーチは、TC がマイカーサーチを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。マイカーサーチの利用できる車種はこちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

第6条 （サービスの内容）

1. 本サービスは、ドアのこじ開け等による車両の異常を検知した場合に、TC 所定の方法でお知らせを行うサービスです。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/mycarsearch.html>) からご確認ください。
2. マイカーサーチ Plus は、マイカーサーチ Plus 契約者等が利用できます。

3. マイカーSecurityは、マイカーSecurity利用者等が利用できます。
4. マイカーサーチは、マイカーサーチ利用者等が利用できます。ただし、車両の位置追跡および警備員の派遣は、マイカーサーチ利用者等においては利用できません。また、T-connect スタンダードまたはT-Connect エントリーの基本サービスとしてマイカーサーチを利用するマイカーサーチ利用者等においては、上記のほか、マイカー始動通知およびアラーム通知はご利用いただけません。

第7条 (利用条件および遵守事項)

1. TCは、対象サービス契約者等のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたって、T-Connectの申込時に付与されたIDおよびパスワード、または対象サービス契約者等本人を特定できる情報をもって、本サービスを利用しようとする者が対象サービス契約者等であることを確認できない場合には、本サービスを提供できません。ただし、本サービスを提供しないことで対象サービス契約者等の利益を著しく損なうおそれがあるとTCが判断し、かつ本サービスを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
2. 本サービスの一部を利用するためには、My TOYOTA+のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンにMy TOYOTA+をダウンロードしてください。なお、My TOYOTA+に対応するスマートフォンは、Google Play または App Store の対応機種情報をご確認ください。
3. 本サービスのうち、オペレーターによる対応が伴うサービスについては、電話での対応に限り、FAX、その他の手段による対応は行っておりません。
4. 本サービス利用者等によるオペレーターの指名には対応しておりません。
5. 本サービス利用者等からの要請の集中や要請内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
6. 本サービスには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくはマイカーサーチPlus 利用規約の定めに加え、My TOYOTA+のヘルプをご確認ください。
7. 対象サービス契約者等およびマイカーサーチ利用者は、T-Connect 利用規約第8条第2項に定めるところにより、自己の責任と費用負担において、マイカーサーチPlus 権限受領者、マイカーSecurity 権限受領者およびマイカーサーチ権限受領者に対して、マイカーサーチPlus、マイカーSecurity およびマイカーサーチのサービスを利用することができる権限を付与することができます。
8. 本サービス利用者等は、本サービスの利用にあたって、My TOYOTA+上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。

第8条 (アラーム通知・車両の位置追跡)

1. アラーム通知は、盗難発生警報装置の作動により、車載機およびDCMが警報信号を感知し、センターに警報信号が送信された場合に、本サービス利用者等があらかじめTC所定の方法で設定した連絡方法(メール、電話またはプッシュ通知)にて連絡を行うサービスです。TCは、当該連絡に回答した者に対して、本サービス利用車両の車載機およびDCMが警報信号を送信している事実並びに「T-Connect サービスの個人情報等の取得と利用について」に定める契約データおよび車両データのうち必要な情報をお伝えします。
2. 車両の位置追跡サービスは、下記のいずれかに該当する場合にサービスを提供します。
 - (1) 盗難発生警報装置の作動により、車載機およびDCMが警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ本サービス利用車両が盗難されたと対象サービス契約者等またはアラーム通知連絡に回答した者が判断した場合で、対象サービス契約者等または当該回答者からオペレーターに車両の位置追跡の要請があったとき、オペレーターが本サービス利用車両の位置を確認し、位置の追跡可能な場合には、対象サービス契約者等またはアラーム通知連絡に回答した者に対して、本サービス利用車両の位置情報をお伝えします。
 - (2) 盗難発生警報装置が作動していない場合であっても、対象サービス契約者等から本サービス利用車両の盗難について警察へ被害届が提出され、TCに対し当該被害届の受理番号の申告がなされた場合で、対象サービス契約

者等からオペレーターに車両の位置追跡の要請があったとき、オペレーターが本サービス利用車両の位置を確認し、位置の追跡可能な場合には、対象サービス契約者等に対して、本サービス利用車両の位置情報をお伝えします。

3. アラーム通知および車両の位置追跡サービスは、TC 所定のサービス提供条件に該当しない場合、対応をお断りさせていただきます場合があります。

第9条 (警備員の派遣)

1. 警備員の派遣は、対象サービス契約者等のみが利用できます。
2. TC は、盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ本サービス利用車両が盗難されたと対象サービス契約者等またはアラーム通知連絡に応答した者が判断した場合で、対象サービス契約者等または当該応答者から警備員の派遣要請を受けたときには、TC 所定の警備会社の警備員を車載機および DCM から送信される位置情報のおおよその位置に派遣させ、次の各号に定める業務（以下、「警備員派遣業務」といいます）を行います。
 - (1) 警備員は、TC の指示に基づき派遣した位置付近を巡回し、本サービス利用車両の発見に努めます。巡回時間は、原則として、警備員が巡回のために出動してから 1 時間とし、同巡回に要する費用は無料とします。
 - (2) 対象サービス契約者等が TC 所定の方法によって 1 時間を超える巡回を要請した場合、TC は、警備員に対して、さらに、対象サービス契約者等が指定する時間内の巡回を行わせるものとします。1 時間を超える巡回については別途費用が発生し、対象サービス契約者等がその支払義務を負います。
 - (3) 対象サービス契約者等は、警備員の巡回に際し、TC の要請があった場合、巡回に同行する等の協力をするものとします。
 - (4) 対象サービス契約者等が巡回に同行する際に要する費用については、対象サービス契約者等の自己負担とします。
 - (5) 対象サービス契約者等による巡回の同行については、対象サービス契約者等の責任に基づいて実施されるものです。同行中に生じる事故等について、警備会社、警備関連会社（次条にて定義します）および警備員ならびに TC は、対象サービス契約者等に何らの責任も負いません。
 - (6) TC は、対象サービス契約者等に対して、第(1)号および第(2)号の巡回の結果（本サービス利用車両を発見できた場合はその旨、巡回時間内で発見できなかった場合はその旨）を電話等 TC 所定の連絡方法にて通知します。
3. TC は、盗難発生警報装置が作動していない場合であっても、対象サービス契約者等から本サービス利用車両の盗難について警察へ被害届が提出され、TC に対し当該被害届の受理番号の申告がなされた場合で、対象サービス契約者等から警備員の派遣要請を受けたときには、TC 所定の警備会社の警備員を車載機および DCM から送信される位置情報のおおよその位置に派遣させ、前項に定める警備員派遣業務を行います。
4. 前二項に定める警備員派遣業務のうち、第 2 項第(1)号および第(2)号の業務範囲は、原則として、警備員が公道上から目視できる範囲とし、第三者の占有・管理に属するために任意に入場できない範囲、警備員に危険が生じる可能性があるとして TC が判断した範囲およびその他通常の巡回が不可能な範囲を除くものとします。
5. 第 2 項及び第 3 項に定める警備員派遣業務のうち、第 2 項第(1)号および第(2)号の業務における TC の契約上の義務は、第 2 項第(6)号の通知をもって一切完了するものとします。ただし、第 2 項第(6)号の業務において、理由の如何を問わず、TC 所定の方法による対象サービス契約者等に対する連絡が奏功しない場合は、TC が対象サービス契約者等に対して連絡を試みた時点をもって TC の契約上の義務は終了するものとします。
6. 本サービス利用車両が発見できない場合、本サービス利用車両が棄損した場合等について、TC は対象サービス契約者等に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。
7. 警備員派遣業務は、TC が、本サービス利用車両の捜索を行うのみであり、発見した本サービス利用車両を警備するものではありません。

8. 前各項の規定にかかわらず、次の場合は警備員派遣業務の対象外とします。
- (1) 車載機およびDCMから送信される位置情報の検索が不可能な場合
 - (2) TCが、車載機およびDCMから送信される位置情報に基づき、本サービス利用車両の停車時間が10分未満であると判断する場合
 - (3) 山間部、離島、高速道路上その他警備会社に対応できない地域に本サービス利用車両が存在する場合
 - (4) 対象サービス契約者等が同一事象について繰り返し警備員の派遣を要請しているとTCが判断する場合
 - (5) T-Connect利用規約またはマイカーサーチPlus利用規約その他の規定に定める事由により本サービスの全部または一部を提供することができないことに起因して、TCが警備員の派遣を困難と判断する場合

第10条（警備会社の関連会社への委託）

本サービスの提供において、本サービス利用車両の所在位置が、警備会社の関連会社（以下、「警備関連会社」といいます）が管轄する地域である場合には、TCは、TCおよび警備会社の責任で、その対応業務を当該警備関連会社に委託することができるものとします。

第11条（リモートイモビライザー）

1. リモートイモビライザーは、対象サービス契約者等のみが利用できます。
2. TCは、盗難発生警報装置の作動により、車載機およびDCMが警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ本サービス利用車両が盗難されたと対象サービス契約者等またはアラーム通知連絡に応答した者が判断した場合で、対象サービス契約者等または当該応答者からリモートイモビライザー設定の要請を受けたときには、本サービス利用車両の始動を行えない状態にします。
3. TCは、盗難発生警報装置が作動していない場合であっても、対象サービス契約者等から本サービス利用車両の盗難について警察へ被害届が提出され、TCに対し当該被害届の受理番号の申告がなされた場合で、対象サービス契約者等からリモートイモビライザー設定の要請を受けたときには、本サービス利用車両の始動を行えない状態にします。

第12条（マイカーサーチPlus利用料の支払い）

マイカーサーチPlus契約者は、マイカーサーチPlus利用契約に基づき、マイカーサーチPlus利用料として別紙に定める金額を、TCに対して支払うものとします。マイカーサーチPlus利用料の支払方法および支払期日は、マイカーサーチPlus利用規約およびT-Connect利用規約第11条に定めるところによるものとします。

第13条（契約期間）

マイカーサーチPlus利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第14条（免責）

TCは、取次先事業者のサービスの故障、損壊、不具合、終了等による場合、あるいは、取次先事業者の故意または過失による場合について、本サービス利用者等に対して一切の責任を負いません。ただし、TCに故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第15条（特則）

マイカーサーチPlus契約者のうち本条に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect利用規約およびマイカーサーチPlus利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) 第3条第1項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect利用規約第27条に定める法人管理契約を締結する契約者

- (i) マイカーサーチ Plus 利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、マイカーサーチ Plus 利用料を別途支払う必要はありません。
- (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、マイカーサーチ Plus 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2026 年 5 月 14 日改定

別紙

■マイカーサーチ Plus

(1) T-Connect エントリー、T-Connect スタンダード

①T-Connect エントリーまたはスタンダードの契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、マイカーサーチ Plus 利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、マイカーサーチ Plus 利用契約の契約成立日から、当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 マイカーサーチ Plus 利用契約は、自動更新契約です。マイカーサーチ Plus 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにマイカーサーチ Plus 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにマイカーサーチ Plus 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	年払い	2,420 円／年
	月払い	220 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

②T-Connect エントリーまたはスタンダードの契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、マイカーサーチ Plus を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でマイカーサーチ Plus 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてマイカーサーチ Plus 契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

地上デジタルTVの有効化に関する約款

本「地上デジタルTVの有効化に関する約款」（以下、「本約款」といいます）は、地上デジタルTVの機能の有効化に関して、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）とおお客様との間の取引内容、取引条件を定めるものです。

第1条（定義）

本約款において、次の用語は、次の意味を有するものとします。

(1) 本機能

利用車載機（次号）に搭載されている地上デジタルTVの機能をいいます。

(2) 利用車載機

本機能が搭載されたTC所定の車載機（本条第15号）であって、お客様が、本サービス（次号）の申込時に特定した車両に搭載された車載機をいいます。ただし、利用車載機は、T-Connect利用契約（本条第6号）が成立している車両に搭載されている必要があります。また、お客様において、本機能を有効化できる権利、権原を有している必要があります。

(3) 本サービス

無効化されている本機能を、TCが、利用車載機の通信機、通信回線を利用して、有効化するサービスをいいます。

(4) ランドクルーザー“FJ”向けサービス

ランドクルーザー“FJ”（地上デジタルテレビアンテナ装着車両に限ります）に対して提供される本サービスをいいます。

(5) T-Connect

TCおよびTMC（本条第8号）が、自らまたは第三者と提携等して、T-Connectの名称のもとで、日本国内において提供する、自動車向け情報通信サービスをいいます。

(6) T-Connect利用契約

T-Connectの利用に関して、お客様ならびにTCおよびTMC（本条第8号）との間で成立する利用契約をいいます。

(7) 本件契約

本サービスに関して、お客様とTCとの間で、本約款に基づき成立する契約をいいます。

(8) TMC

トヨタ自動車株式会社をいいます。

(9) 販売店

TMCよりトヨタブランドの車両の販売を許諾された販売店をいいます。

(10) リース店

TMCがトヨタブランドの車両リースを許諾したリース契約店をいいます（株式会社KINTOを除きます）。

(11) リース車両

リース店が提供し、契約者とリース店の間で法人リース契約が成立しているトヨタブランドの車両をいいます（KINTO車両を除きます）。

(12) 法人管理契約

リース車両に対する本件契約の申し込みを簡略化することを目的に、必要事項を定めた法人管理契約約款に基づき、TCおよび契約者との間で成立する契約をいいます（2023年10月31日以前に締結された法人管理契約を除きます）。

(13) 本件料金

本サービスの対価としてお客様がTCに支払う料金をいいます。

(14) メール

電子メールをいいます。

(15) 車載機

カーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect が利用できるものをいいます。詳細は、こちら (<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>) で確認できます。

(16) 情報通信端末

携帯電話、パソコン、スマートフォンその他 TC 所定の情報通信端末 (DCM を含みません) をいいます。動作確認済の情報通信端末については、こちら (<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>) で確認できます。

(17) DCM

トヨタブランドの車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。

(18) 通信機

情報通信端末および DCM をいいます。

(19) TOYOTA Wallet

トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォン向け決済サービス「TOYOTA Wallet」をいいます。

(20) TS CUBIC

トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供する決済サービス「TS CUBIC」をいいます。

第 2 条 (契約の成立等)

1. お客様は、本約款の各条項を承諾のうえ、TC 所定の申込方法により、利用車載機について、本サービスを申し込むものとします。
2. お客様は、本サービスの申込時および本サービスの提供時において、以下の要件のすべてを満たしていることを、TC に対して保証します。
 - (1) (a) お客様ならびに TC および TMC との間で、利用車載機が搭載されている車両について、T-Connect 利用契約が有効に成立しているか、(b) 本サービスの申し込みと同時にまたはそれより前に、利用車載機が搭載されている車両について、T-Connect 利用契約の申し込みを行い、かつ、かかる申し込みが TC または TMC によって拒まれていないこと。
 - (2) 利用車載機の本機能が無効化された状態であること。
 - (3) 利用車載機の通信機、通信回線を利用することにより、TC において、本機能を有効化できる状態にあること。
 - (4) お客様が、本件料金について、TC 所定の方法による支払いが可能であること。
 - (5) お客様が利用車載機について本機能を有効化する正当な権利、権原を有していること。
 - (6) お客様が本サービスの申込時に TC に提供した情報が正確であり、記入漏れがないこと。
 - (7) 第 14 条 (反社会的勢力の排除) に違反していないこと。
3. 本件契約は、本条第 1 項の申し込みが TC に到達した後、TC が当該申し込みを承諾したときに成立するものとします。当該承諾は、本機能が TC により有効化されたとき (TC の委託先による場合を含みます) に、TC がこれをなしたものとみなします。
4. TC が申し込みを承諾した場合であっても、本条第 2 項の保証違反が判明した場合、TC は、いつでも承諾を撤回し、または本件契約を解除することができるものとします。この場合、TC はお客様に対し、何らの責任も負わないものとします。

第 3 条 (有効化の方法)

1. TC は、TC が別途定める方法、時期等により、本サービスを履行するものとします。TC は、本サービスの実施方法につ

いて、適宜変更することができるものとします。

2. お客様は、TCによる本サービスの提供後、速やかに検査し、万が一、本サービスの提供の品質その他に問題がある場合、直ちにTCに通知するものとします。

第4条（本約款の改定）

TCは、本約款を改定することがあります。この場合、TCは、当該改定の効力発生時期の一週間前までに、TC所定のウェブサイトに変更後の約款を掲載することとします。

第5条（本サービスの変更・廃止）

TCは、本サービスの全部または一部をいつでも変更または廃止することができるものとします。

第6条（免責）

1. 本サービスは、利用車載機に搭載された本機能を有効化することを内容とするものであり、本機能そのものまたは本機能を通じて提供されるサービス等の有無、内容、品質その他について、TCは保証するものではなく、一切の責任を負いません。また、お客様が、本機能を利用するにあたって必要な第三者との契約等については、お客様が自己の責任と費用をもって契約を締結等するものとし、TCは、お客様と第三者との契約関係の有無および内容について一切責任を負わないものとします。
2. TCは、TCの責めに帰すべからざる事由（次の各号を含みますが、これらに限られません）により本サービスの全部もしくは一部を提供できず、または本サービスの提供結果が不完全の場合であっても、TCは、一切責任を負わないものとします。かかる事由がお客様の責めに帰すべからざる事由による場合、既にお客様から本件料金としてTCが受領した金員について、TCは、お客様からの請求により、お客様に返還するものとします。
 - (1) 火災、停電等の事故、地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) 通信サービスが停止された場合または車載機、情報通信端末もしくはDCMの使用環境等の事情により通信障害が生じた場合その他運用上または技術上本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) お客様から提供を受けた情報に正確性、十分性、最新性その他の問題がある場合
 - (4) 利用車載機、情報通信端末、DCMその他周辺機器に故障、損壊、不具合等がある場合
 - (5) 利用車載機、情報通信端末、DCMその他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項が遵守されていない場合
 - (6) 利用車載機が搭載された車両のバッテリー電圧低下または利用車載機、情報通信端末もしくはDCMの電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
 - (7) 利用車載機および関連機器が故障、電池切れ、電圧低下、接続不良、劣化、不正使用、不適切な使用その他の理由により、正常に作動しない場合または利用車載機に関連するサービス（本サービスを除く）が正常に提供されない場合
 - (8) 通信サービスが停止または中断した場合その他利用車載機が通信できない状態となった場合
3. 万が一、TCが過失により、本約款または本サービスに関連して、お客様に対して損害賠償責任を負う場合、慰謝料および逸失利益は賠償するべき損害に含まないものとし、かつ、その損害賠償額の総額は、33,000円を上限とするものとします。ただし、TCに故意または重大な過失がある場合を除きます。

第7条（お客様情報の取扱い）

1. TCは、次項に定める目的のために、適法かつ公正な手段によって、次の各号に定める契約データ、車両データおよび通話データ（あわせて以下、「お客様情報」といいます）を取得します。なお、お客様は、お客様情報を提供しない場

合は、本サービスの提供を受けることができません。

- (1) 本サービスの申し込みにあたり、お客様が登録した契約データ（お客様およびお客様が法人の場合のご担当者の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスおよび性別等の個人に関する情報ならびに T-Connect の ID、パスワードおよび契約期間等の本件契約の内容に関する情報）
 - (2) 本サービスの申し込みにあたり、お客様が利用車載機を搭載した車両として指定した車両データ（車名、車台番号、登録年月日および車載機の種類等）
 - (3) 上記各 2 号のデータに追加、変更があった場合の追加、変更後のデータ
 - (4) 第 9 条第 1 項記載のお問い合わせ先へのお問い合わせおよびご相談内容等に関する通話データ（TC が、通話または通信内容を、録音、記録またはモニタリングしたデータ）
2. TC は、取得したお客様情報を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。
- (1) お客様への本サービスの提供
 - (2) お客様への本件料金の請求
 - (3) お客様への本サービス以外の商品、サービス等のご案内
 - (4) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
 - (5) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - (6) 次条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
 - (7) お客様から販売店に関するお問い合わせがあった際の販売店への取次ぎ・報告
 - (8) お客様からのお問い合わせへの対応およびお問い合わせ内容の確認
3. TC は、お客様情報を、お客様から直接取得するほかに、TMC、販売店またはリース店から取得することがあります。
4. TC は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。TC が当該委託先に対し、お客様が本サービスを利用するにあたり必要なお客様情報を開示する場合、当該委託先におけるお客様情報の安全な管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
5. お客様は、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、TC が取得したお客様情報について、TC に対し、開示を請求することができます。また、万が一、開示されたお客様情報の内容が事実でないことが判明した場合、TC は、当該お客様情報を、速やかに訂正または削除します。

第 8 条（お客様情報の第三者提供）

1. TC は、お客様もしくは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合または TC が従うべき法的義務のために必要がある場合、お客様情報を開示することがあります。
2. TC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるお客様情報を提供方法に従い提供することがあります。
 - (1) 提供先：TMC
 - ① 提供先利用目的
 - (i) 車両・商品・サービス等についてのご案内
 - (ii) お客様からの本機能等に関するお問い合わせへの対応
 - (iii) 車両・商品・サービス等の企画・開発あるいは品質向上の為の活用
 - (iv) お客様満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査
 - ② 項目
契約データ、車両データおよび通話データ
 - ③ 提供方法
データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、またはアクセス権を与える方法による提供
 - (2) 提供先：販売店

- ① 提供先利用目的
 - (i) 車両・商品・サービス等のご案内
 - (ii) お客様からの本機能等に関するお問い合わせへの対応
 - (iii) 商品・サービス等の企画・開発または品質向上およびマーケティング分析
 - (iv) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - (v) 利用車載機を搭載した車両のメンテナンスの案内およびメンテナンスへの活用
 - ② 項目
契約データおよび車両データ
 - ③ 提供方法
データの送信、記録媒体または書類での送付
- (3) 提供先：リース店（ただし、法人管理契約を締結しているお客様の場合に限りです）
- ① 提供先利用目的
 - (i) 商品・サービス等のご案内
 - (ii) お客様からの本機能等に関するお問い合わせへの対応
 - (iii) 商品・サービス等の企画・開発または品質向上およびマーケティング分析
 - (iv) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - ② 項目
契約データおよび車両データ
 - ③ 提供方法
データの送信、記録媒体または書類での送付
- (4) 提供先：クレジットカード発行会社（2025年4月6日以降にEMV 3Dセキュアによる本人認証を利用した場合に限りです）
- ① 提供先利用目的
不正利用検知・防止のため
 - ② 項目
契約データ（EMV 3Dセキュアによる本人認証に必要なお客様の氏名、電話番号および利用金額等）
 - ③ 提供方法
データの送信
- なお、お客様が利用されているクレジットカード発行会社が外国にある場合、提供した個人情報は当該会社が所属する国に移転される場合があります。TCでは、お客様から取得した情報からは、ご利用のクレジットカード発行会社および当該会社が所在する国を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握したうえで、ご提供することはできません。
- (ア) 提供先が所在する外国の名称
 - (イ) 当該国の個人情報保護制度に関する情報
 - (ウ) クレジットカード発行会社の個人情報保護の措置
- また個人情報保護委員会のホームページ (<https://www.ppc.go.jp/>) では、各国における個人情報保護制度に関する情報について掲載されています。

第9条（お問い合わせ先）

1. 本約款、本サービスおよびお客様情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【T-Connect サポートセンター】

TEL：0800-500-6200（全国共通・フリーコール） 受付時間 9:00～18:00 年中無休

2. 事業者および個人情報保護管理者は以下のとおりです。

【事業者】

トヨタコネクティッド株式会社

【個人情報保護管理者】

T-Connect 事業担当部門長

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号 名古屋インターシティ14階

Mail : info@mail.toyotaconnected.co.jp

URL : <https://toyotaconnected.co.jp/>

第10条（損害賠償）

1. お客様が本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、お客様は、自己の責任と負担をもって、当該損害にかかわる紛争を解決するものとします。
2. お客様が本約款に反した行為または不正もしくは違法な行為によってTCに損害を与えた場合、TCは、お客様に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

第11条（本件料金の支払い）

1. お客様は、本サービスについて、本約款末尾記載のとおり、TCに対し、本件料金を支払うものとします。また、お客様は、本サービスの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。ただし、ランドクルーザー“FJ”向けサービスについては、本件料金は無償とし、お客様は本件料金を支払う必要はないものとします。
2. お客様（ランドクルーザー“FJ”向けサービスの提供を受けるお客様を含む）は、本機能の利用に伴う通信料、コンテンツ利用料（受信契約に基づく受信料を含むが、これに限られない）その他必要な費用を負担するものとします。
3. お客様（ランドクルーザー“FJ”向けサービスの提供を受けるお客様を除く）は、次の各号に定める方法のうち、お客様が指定しTCが承認したいいずれかの方法により、本件料金を支払うものとします。なお、お客様とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TCは、一切の責任を負いません。

(1) クレジットカードによる支払い

お客様は、TCが承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき本件料金を支払うものとします。

TCは、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合またはお客様が当該クレジットカード資格を失った場合、当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあります。この場合、お客様は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより本件料金を支払うことにあらかじめ同意するものとします。なお、お客様とクレジットカード会社（クレジットカード以外の方法による支払いをTCが承認した場合には収納代行会社または金融機関等を含む）との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TCは、一切の責任を負いません。

(2) 預金口座振替による支払い

お客様は、TC所定の申し込みをすることにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。なお、預金口座振替による支払いを選択した場合、TCはお客様に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、お客様はこれを承諾します。

(3) 指定口座振込による支払い

お客様が法人である場合、かつ、TCがお客様からの申し込みを認めた場合、お客様は、TCの発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとします。

なお、クレジットカードによる支払いができない等の事情により TC がお客様に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、お客様は、TC の発行する振込依頼書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みにより支払うものとします。

(4) TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払い

お客様は、本サービスの申込時に特定した車両および本サービスの申込方法等が TC 所定の条件に該当する場合、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき TOYOTA Wallet (ただし後払い型の TS CUBIC に限ります) による支払いができるものとします。

4. お客様が指定口座振込による支払いを行う場合において、お客様の支払った金額が本件料金および TC とお客様との取引に基づき TC に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、TC が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

第 12 条 (解除事由)

1. TC は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。また、申し込みの承諾後であっても、お客様が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申し込みの承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 本約款違反等により過去に本件契約を解除されたことがあることが判明した場合
 - (2) 本サービスの申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (3) 指定した預金口座、クレジットカードなどが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (4) 本件料金の支払いを怠っていることが判明した場合
 - (5) リース店とのリース契約が解約、解除、期間満了その他理由のいかんを問わず終了した場合
 - (6) その他 TC が本サービスの利用者として不適当と判断する場合
2. TC は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、お客様に通知または催告することなく、本件契約を解除できるものとします。この場合、TC は既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。
 - (1) 本サービスの申し込みに関連する事項につき虚偽の申告をした場合
 - (2) 本サービスを不正に利用した場合
 - (3) 本サービスの運営を妨害した場合
 - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
 - (5) 本約款に重大な違反があった場合
 - (6) 第 14 条 (反社会的勢力の排除) に違反する事実が判明した場合
 - (7) その他 TC が本サービスの利用者として不適当と判断する相当な事情があった場合
3. 前二項に基づき本件契約が解除等された場合において、お客様が TC に対し債務を有する場合、お客様は、直ちにその全額を TC に支払うものとします。

第 13 条 (権利義務の譲渡禁止)

お客様は、本件契約にかかわる契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第 14 条 (反社会的勢力の排除)

1. お客様は、自己 (お客様が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます) もしくは車両利用者または代理人もしくは媒介者 (以下、「関係者」といいます) が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこ

これらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. お客様は、自己もしくは利用車載機を搭載した車両の利用者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 本サービスの利用に関する脅迫的な言動（自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計または威力による TC の信用の毀損または TC の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為

第 15 条（専属的合意管轄裁判所）

お客様と TC との間で、本約款および本サービスに関連して紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（付則） 2026 年 5 月 14 日改定

本件料金

1 本件料金の額（消費税込み）

33,000 円

※以下をご購入のお客様については、販売価格に本件料金が含まれているため、別途料金をお支払いいただく必要はありません。

- ・TV・オペレーター付 T-Connect ナビキット
- ・ランドクルーザー “FJ” 向け地上デジタルテレビアンテナ

※法人管理契約を締結しているお客様については、リース契約の利用料に本件料金が含まれているため、別途料金をお支払いいただく必要はありません。

2 消費税

消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとします。

以上